

のびゆくこどもプラン 小金井

【素案】

令和7年3月

小金井市

あいさつ文

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の策定体制

第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境

- 1 人口・世帯・人口動態等
- 2 教育・保育施設の状況
- 3 地域子ども・子育て支援事業の状況
- 4 ニーズ調査の結果概要

第3章 基本理念・視点

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点と目標
- 3 施策の体系
- 4 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

第4章 施策の展開

第1節 子どもが心豊かに成長できる（基本的視点1）

- 目標1 子どもの最善の利益が守られている
- 目標2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる

第2節 子育て家庭が子育ての喜びを感じている（基本的視点2）

- 目標3 子育て家庭が必要な支援につながっている
- 目標4 子育て、子育て家庭の困難が軽減されている

第3節 地域で子育て、子育てを支え、まちが笑顔であふれる（基本的視点3）

- 目標5 地域社会が子育てを見守り支えている
- 目標6 地域社会が子育てを見守り支えている

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の考え方

- 1 国における教育・保育提供区域の考え方
- 2 小金井市における教育・保育提供区域の設定

第2節 教育・保育施設の充実

- 1 量の見込み
- 2 提供体制の確保と実施時期
- 3 幼児教育・保育の円滑な利用及び質の向上

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

2 計画の達成状況の点検・評価

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

小金井市では、平成21年の子どもの権利条例の制定を経て、平成22年に「こどもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とする計画を策定し、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、こどもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。更に、平成27年以降は子ども・子育て支援法に基づき計画を策定し、それまでの計画の基本理念を継承するとともに、基本理念を実現するための基本的な視点と基本目標に基づき、子どもオンブズパーソンの実施やいじめ防止条例を制定する等、子育て支援の総合的な施策を推進してきました。

この間、少子化の進行は止まらず、令和5年の東京都の合計特殊出生率は0.99と1を下回りました。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化から、周囲の協力が得られず孤独な状態で子どもを育てる「孤育て」家庭が増加しており、児童虐待件数の増加、子育てに困難を抱える家庭の増加、支援を必要とする子どもの増加、さらには新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴うひきこもりや不登校など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化し続けています。

このような社会的背景を受け、国は令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設するとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行しました。「こども基本法」では、こどもの権利、養育や生活の保障、意見表明と社会参画の機会の確保をはじめとした6つの基本理念が示され、こども・若者施策を総合的に推進すべく「市町村こども計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。また、令和6年4月に施行された「改正児童福祉法」では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うものとされています。

本市においても待機児童ゼロの達成・継続、子どもオンブズパーソンによる子どもの権利救済、児童福祉と母子保健を一体的に実施することも家庭センターの設置、子どもの居場所の提供支援など、子どもや子育て家庭への相談支援に取り組んできました。しかし、不登校児童生徒の増加、ひきこもりやヤングケアラーなど生きづらさを抱える子どもの課題は複雑・多様化しています。このように子どもをとりまく社会や環境は変化しており、「子どもがのびのびと育つまち」の実現のためにはきめの細かい支援が必要となっています。本計画では、これまでの基本理念を継承しつつも、これまでの子ども・子育て施策に若者施策を加えて総合的に推進するための「こども計画」とするとともに、地域の子ども・若者・子育て支援を総合的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市におけるこどもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「小金井しあわせプラン」の個別計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づくこども・若者計画、子供の貧困対策推進法第9条第2項に基づくこどもの貧困対策計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、こどもの権利に関する条例の理念を実現するためのこどもの権利に関する推進計画を包含するものであり、母子保健に関する施策については、令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえています。

更に、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

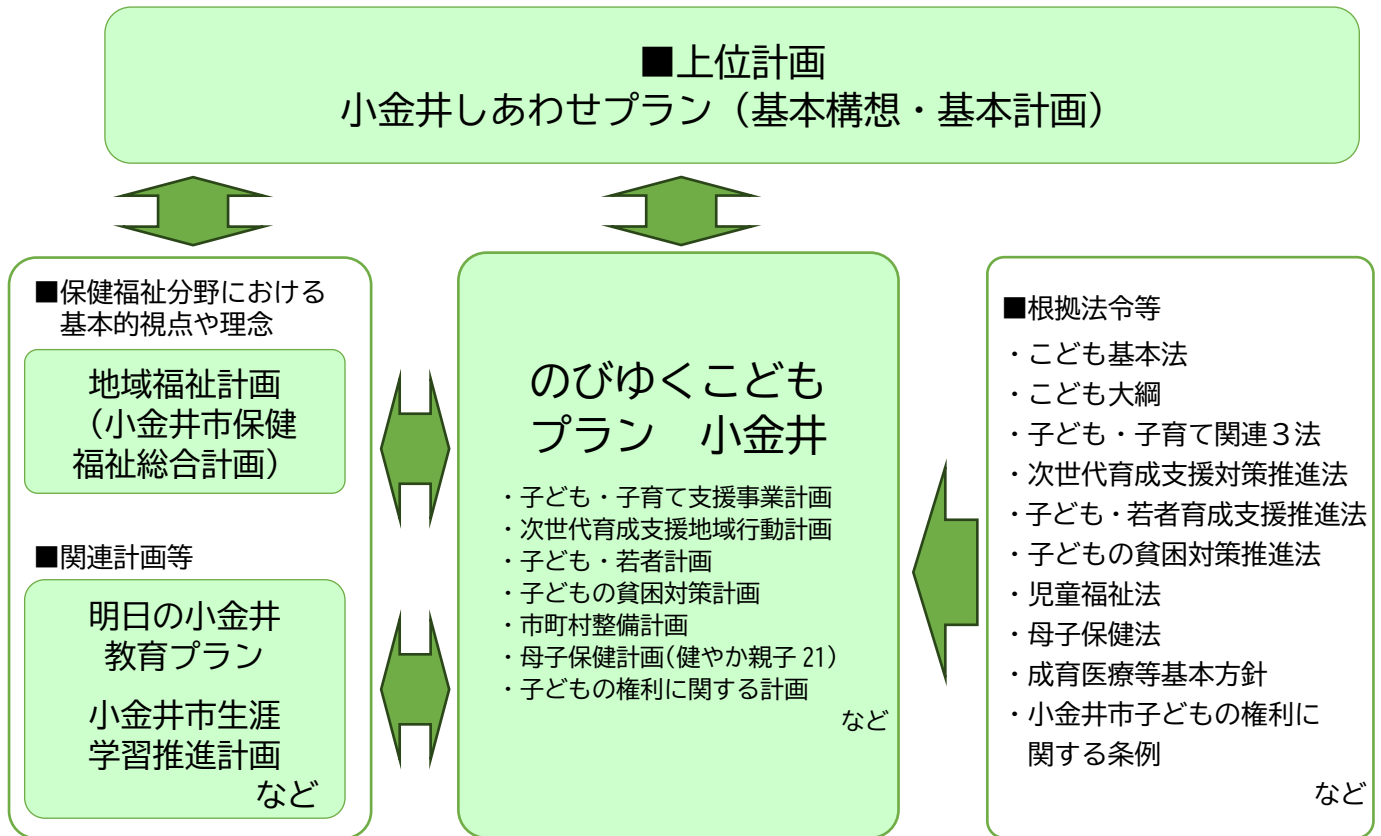
■計画の対象



本計画の対象である「こども」とは、こども基本法等の考え方に則り、年齢等で区切らず妊娠期から切れ目なくサービスを提供する対象であり、心身の発達の過程にあり、こども施策が必要な人全般としつつも、こども大綱では、「若い世代」を「20歳代、30歳代を中心」としていることから、おおむね40歳未満までを「若者」とし、計画の対象として考えます。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。本市においては、こどもの権利条例等において「こども」を用いてきました。本計画においても、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合等を除き、「こども」を用いることとします。

■関連計画及び根拠法令等との関係について



■こどもの総合計画としての位置づけ

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、かつ子ども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。本計画においても子ども施策を総合的に推進します。

3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
のびゆくこどもプラン 小金井 （第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）					のびゆくこどもプラン 小金井					次期計画
第4次		第5次小金井市基本構想								
後期		前期小金井市基本計画				後期小金井市基本計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている合議制の機関として「小金井市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

